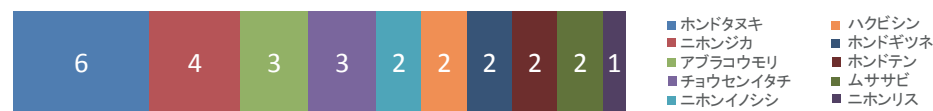
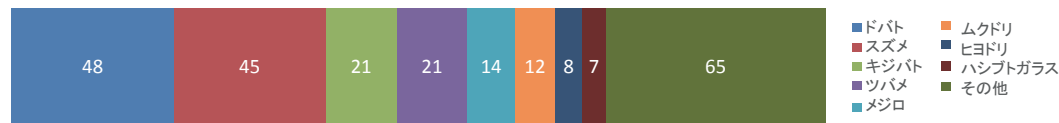


野生鳥獣救護センターだより

京都市域において、京都府と京都市が協力して野生鳥獣救護事業を実施しています。動物園内の救護センターでは、病気や怪我で運び込まれた鳥類とほ乳類について、治療を行っています。回復した動物は京都府の職員によって適切な場所に放たれます。

◆救護された動物◆

平成25年度に野生鳥獣救護センターに届けられた動物は、鳥類が48種241点（89.9%）、ほ乳類が10種27点（10.1%）で、計268点でした。例年どおり、鳥類ではドバト・スズメ・ツバメ・キジバトが、ほ乳類ではタヌキなど人の近くで暮らしている動物が多く持ち込まれています。



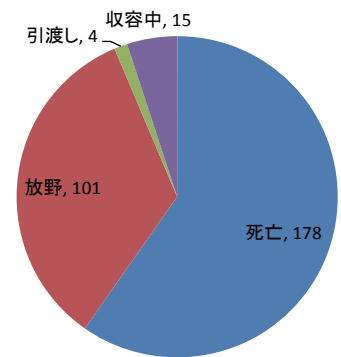
* 数値は届けられた実数です

◆動物たちのその後◆

平成25年度に届けられた268点と、前年度から引き継いだ30点の合計298点の動物のうち、101点（34%）を野生に戻しました。

鳥獣の救護原因では、巣でのトラブルや誤認救護などヒナに関するものが約26%と多く、また、動物による襲撃による救護も多くなっています（14%）。

哺乳類では、交通事故が26%と最も多く、従来多く見られた感染症は7%と減少しています。



* 数値は届けられた実数です



動物による襲撃により保護されたドバト



アオバズク
激突による眼内出血



ホンドタヌキ
交通事故による両脚骨折

◆救護の対象外となった動物◆

平成25年度10月より、鳥類ではドバト・キジバト・スズメ・カラス・ヒヨドリ・ムクドリ・カワウ、哺乳類ではホンドタヌキ・ニホンジカ・ニホンイノシシ・ハクビシン・ニホンアナグマ・ニホンザルが、農林被害や生活被害が大きいことから救護の対象外となっています。

◆飼育ボランティア募集◆

救護された中には、元気にはなったものの自然に戻せない動物がいます。そこで、京都府民の方で動物を飼育していただけるボランティアを募集しています。飼育ボランティアの対象となっている動物については京都府森林保全課にお問い合わせください。

◆問い合わせ先◆

京都府農林水産部森林保全課野生鳥獣担当
京都市動物園

電話075-414-5022
電話075-771-0210